

令和5年度 情報公開・個人情報保護 制度実施状況

★行政管理課 25-1161

▶情報公開制度

●公開を請求できる方

どなたでも

●公開を請求できる情報

平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成した、

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

※実施状況については、市HPでもお知らせしています。

または取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ等で実施機関が保有しているもの

※平成18年1月9日以前の情報についても、できる限り公開しています。

令和5年度情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等					
	請求※1	申出※2	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	45	1	32	25	0	4	0	1
教育委員会	12	0	3	11	0	1	0	2
議会	1	0	0	1	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	58	1	35	37	0	6	0	3

・1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあったため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

※1 平成18年1月10日以後に市職員が作成または取得した公文書の請求

※2 公開済みの公文書並びに旧本庄市及び児玉町から承継された公文書の請求

▶個人情報保護制度

●開示を請求できる方

市に自分の情報が記録・保管されている本人

※未成年者、成年被後見人については、法定代理人または本人の委任による代理人も請求が可能です。

●制度を利用してできること

情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の消去（＊）、情報の利用・提供の停止（＊）

*手続きに違反しているときに限ります。

令和5年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数	決定内容等						
		請求	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
市長	16	3	12	0	0	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	3	12	0	0	0	0	1

・個人情報の訂正、消去及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。

・公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報等です。

・議会は、個人情報の保護に関する法律が適用されません。そのため、「本庄市議会の個人情報の保護に関する条例」により保有する個人情報を適正に取り扱うこととしています。



市HP

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主の皆さんへ

▶工事監理者を定めましょう

施工不良等が原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するためには、住宅の工事全体について建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律で定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する、重要な役割を担っています。建築主は必ず工事監理者を定めてください。

施工不良等が原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主の皆さんは次のルールを知っておきましょう。

▶完了検査を受けましょう

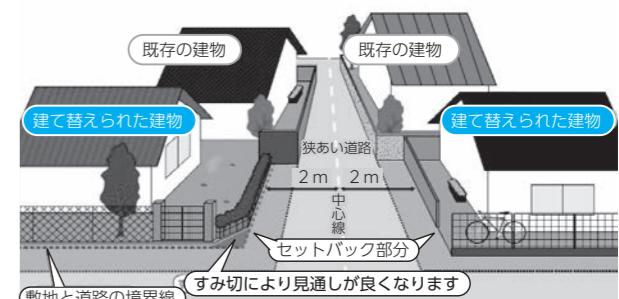
工事が完了したとき、建築主は完了検査の申請をすることが法律で定められています。完了検査とは、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかどうかを確認する、大事な検査です。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。必ず検査を受けてください。

★建築開発課 25-1140、熊谷建築安全センター（熊谷県土整備事務所内） 048-533-8776

狭い道路の拡幅整備を進めています

狭い道路とは…

幅員4m未満で一般交通の用に供されている道路。その中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退（セットバック）が必要となります。



狭い道路のセットバックイメージ

▶すでに道路後退が済んでいる皆さんへ

過去に道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭い道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。ご協力をお願いします。